

## 第三章 課 題

第二章では再生のために必要な 11 項目について述べましたが、これらの項目は相互に関連し合うものです。したがって、再生の効果を上げるためにはその関連性に十分注意するとともに、アクションプランの各事項を単独に切り離して実行するのではなく、総合的観点から有機的に取り扱う必要があります。ここではまず、再生計画の実施において留意すべき事項について以下に列挙します。

### 1) 再生事業の進め方

- ・ **市民参加・市民主導の事業**

三番瀬の再生のための事業は、市民が作業の中で三番瀬を実感し、作業自体が学習や教育の場となるよう、できる限り多く市民が参加・主導して実施すべきです。

そのために、環境学習施設を中心に専門家などの適切な人材を配置し、多数の市民団体が主体的に参加する活動のサポートをすることが望まれます。

- ・ **環境アセスメントとモニタリングの実施**

再生計画にしたがい事業を進めるにあたっては、事業が環境に与える影響について、実施前に十分に、調査、予測、評価し、市民参加のもとで、環境影響の少ない事業計画としていくことが必要です。

特に、護岸については、過去の地形のよかったところを参考にすること、自然に配慮した設計を行っている類似の事例を視察すること、観測やシミュレーションなどによって得られた科学的知識に基づく検討を行うことにより、現在の自然環境を悪化させないことを最優先としつつ、砕波帯を作るなど自然環境の改善に寄与する構造とする努力を行うべきです。

その際、石積み護岸となる部分では、砂泥地の基礎による影響、素材の選択による影響についても検討する必要があります。また、砂を入れていく際には、どこの砂を、どのように、どのくらい、どこに入れるかで自然環境に与える影響が異なるので、砂質や粒径組成について留意しつつ、ケースごとに比較検討すべきです。さらに、透水性が鋼矢板によって断たれているので、砂の吸い出しを抑制しつつ護岸の透水性を確保する方策も

検討すべきです。

また、継続的なモニタリングを実施して状況を把握し、問題があった場合に速やかに対応する仕組みとすることが必要です。

## 2) 関連する公共事業との調整

### ・ 第二東京湾岸道路の取扱い

第二東京湾岸道路計画は、三番瀬の自然再生に大きく関わる重要な課題です。

第二東京湾岸道路計画については、三番瀬再生計画に影響のない形とする必要があり、三番瀬の再生・保全の理念に反する形で第二東京湾岸道路の計画を行わないよう要望します。

### ・ 江戸川第一終末処理場の取扱い

江戸川第一終末処理場は、三番瀬の自然再生に大きく関わる重要な課題です。

江戸川第一終末処理場については、江戸川放水路と行徳湿地を結ぶ生態系ネットワークを創出するとともに、周辺地域の健全な水循環の復活に資するよう計画が検討されているところです。これらの2点は三番瀬再生計画の目指す方向と合致するものと言えます。

ただし、江戸川第一終末処理場から放流される処理水の水質が、三番瀬の海域などに影響を与えないように、十分に留意する必要があります。このため、十分な高度処理を行い、窒素やリンの濃度を下げて放流するとともに、大雨時などに塩素を含んだ処理水が三番瀬に流れ込まないように、十分に対策を講ずることを望みます。

## 3) 関係者の協調・協働

三番瀬の再生は息の長い取組みとなることから、地域の関係者が、目標を共有し、互いの立場の違いを理解しつつ、互いに協力しながら取り組む必要があります。しかしながら、現在、三番瀬の地域においては、さまざまな感情的なすれ違いが見られ、円卓会議の場においても、それがしばしば現れることとなりました。今後、三番瀬の再生という一大事業にむかって、地域の関係者の相互の理解と協働が進められるように切に望みます。

#### 4) 科学的な調査の継続・充実

三番瀬の再生にあたって、しっかりとした科学的な調査を継続的、定期的に行い、その結果にもとづいた検討を行うことが不可欠です。これまで、多くの調査がなされてきましたが、依然として十分な科学的なデータが得られていません。今後、さらに科学的な調査を継続し、充実していくことが必要です。

また、円卓会議の活動期間中に十分な検討とそれに基づく合意には至りませんでした。今後の再生に向けて貴重な視点を提供するものとして、以下のような意見と指摘がありました。

- 1) 海域と河川の接点である河口部分の護岸構造を見直し、アシ原を含む河口干潟を創出して、河川護岸部と海域護岸部の連続性を回復したいものです。ただし、現状の各河口部の水深は深いところが多く、現段階ではこれを実現するのは難しい状況です。今後の海域の再生事業の進展を見て検討すべきです。
- 2) 現行の江戸川左岸流域下水道計画を自然な水循環の再構築の観点から見直す必要があります。また、下水道終末処理場の高度処理については、建設費用が高額になる可能性が高いので、海と陸との連続性の確保にもつながる湿地を再生し、その湿地を利用した窒素・リンの除去を検討すべきです。
- 3) 市川市塩浜2丁目の京葉線南側の市川市および企業が所有している約40ヘクタールの土地の護岸整備については、海岸保全区域を十分な幅を持たせて検討し、海側からみて、人工干潟、後背湿地、松林、防護マウンドなどを可能な限り創出し、海と陸との連続性に配慮することが求められます。  
また、塩浜1丁目の緑地帯・歩道・道路・管理用スペースについても、現状の利用状況から、歩道・道路・管理用スペースのそれぞれの幅を狭め、海域をこれ以上狭めないような護岸整備を検討すべきです。